

# 平成の京町家コンソーシアム規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、平成の京町家コンソーシアムという。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を京都市住宅供給公社内に置く。

(目的)

第3条 本会は、平成の京町家の供給及び普及を担う京都の事業者及び団体、学識経験者、京都市並びに京都市住宅供給公社が、英知の結集と協力・連携体制の強化を図ることにより、平成の京町家の普及及び流通の促進と更なる研究開発を進め、広く市民に情報発信することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平成の京町家に関する認定審査事業
- (2) 平成の京町家に関する普及啓発事業
- (3) 平成の京町家に関する流通促進事業
- (4) 平成の京町家に関する研究開発事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 本会の目的に賛同し、前条各号の事業に参加する事業者及び団体
- (2) 学術会員 本会の目的に賛同し、専門的かつ第三者的立場から前条各号の事業に参加する学識経験者及びそれに準じるもの
- (3) 広報会員 本会の目的に賛同し、第三者的立場から本会の活動を広報する新聞社、放送局及び出版社
- (4) 京都市及び京都市住宅供給公社

(入会)

第6条 一般会員、学術会員又は広報会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員の年会費は1万円を1口とし、1口以上とする。
- (2) 学術会員及び広報会員については、会費を徴収しない。
- (3) 京都市及び京都市住宅供給公社の年会費は、10万円とする。

3 すでに納入された会費その他の拠出金は、返還しない。

4 その他会費に関して必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である事業者又は団体が解散したとき。

- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

### 第3章 役員等

(種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 11人以上20名以内
- (2) 監事 2名
- (3) 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とする。

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員（広報会員を除く。会員が企業、団体等の場合はこれらに所属する者）から選任する。

- 2 会長は、理事の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 監事は、理事を兼ねてはならない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、本会の業務執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(報酬)

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第14条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営に関し重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べる。

### 第4章 総会

(種別)

第15条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とし、会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、会長が招集する。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第19条 総会は、会員（広報会員を除く。）の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第20条 総会の議決は、出席会員（広報会員を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員（広報会員を除く。以下この項において同じ。）は、あらかじめ通知された事案について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合においては、その会員は総会に出席したものとみなす。

## 第5章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第22条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議するべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

2 会長は、緊急で理事会を招集する暇がないと認めるときは、書面又は他の通信手段により、前項に規定する議決を求めることができる。

3 理事会は、その権能の一部を委員会に委譲することができる。

(開催)

第23条 理事会は、会長が必要と認めたとき、随時開催する。

2 理事会は、会長が招集する。

(議長等)

第24条 理事会には、第18条から第19条及び第20条第1項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員（広報会員を除く。）」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(代理)

第25条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事（学会会員である理事を除く。）は、代理人を指定して理事会に出席させることができる。

## 第6章 委員会

(委員会)

第26条 本会は、理事会の下に会員（広報会員を除く。会員が企業、団体等の場合はこれらに所属する者）で構成する委員会を置く。

(委員会の運営)

第27条 委員会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 資産、会計及び事業計画

(資産及び経費の支弁)

第28条 本会の資産は、会費、事業収入及びその他の収入をもって構成し、その経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第30条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第31条 会長は、事業年度終了後、事業報告及び収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 事務局

(設置)

第33条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第34条 事務所には、会計帳簿、会員名簿、役員名簿及びその他の帳票類を作成して保管しなければならない。

## 第9章 その他

(規約の変更)

第35条 この規約の変更は、総会の議決を経て行う。

(委任)

第36条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附則

- 1 この規約は、本会の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会員は、第6条の規定にかかわらず、設立の日から会員となる。
- 3 本会の設立当初の役員任期は、第12条第1項の規程にかかわらず、設立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の顧問は、第14条第2項の規定にかかわらず、設立総会の承認によるものとする。
- 5 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の承認によるものとする。
- 6 本会の設立当初の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年3月31日までとする。

**附則（平成 23 年 7 月 5 日改正）**

この規約は、平成 23 年 7 月 5 日から施行する。

**附則（平成 25 年 7 月 9 日改正）**

この規約は、平成 25 年 7 月 9 日から施行する。

## 平成の京町家コンソーシアム入会申込書（一般会員用）

平成の京町家コンソーシアムの趣旨に賛同し、一般会員として入会を申し込みます。

平成 年 月 日

平成の京町家コンソーシアム会長 殿

郵便番号  
住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
法 人 名 \_\_\_\_\_ 印

(ふりがな)  
代表者の役職  
及び氏名 \_\_\_\_\_

※上記の内容は会員名簿に記載しますので正確に御記入ください。

### 事務連絡先

役 職	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メール アドレス	
年 会 費 (口 数)	口 (1口1万円)
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	(当会HPの会員名簿にリンクを御希望の場合は御記入ください。)

(以下事務欄)

上記の者を会員とすることを承認する。

平成 年 月 日  
平成の京町家コンソーシアム会長

印

## 平成の京町家コンソーシアム入会申込書（学会会員用）

平成の京町家コンソーシアムの趣旨に賛同し、学会会員として入会を申し込みます。

平成 年 月 日

平成の京町家コンソーシアム会長 殿

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

会員名簿作成等のため、下表に御記入をお願いします。

役 職 等	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	
郵送物の送付先	
ホームページアドレス	(当会HPの会員名簿にリンクを御希望の場合は御記入ください。)
プロフィール (略歴, 主な執筆論文等)	

※役職等及び氏名につきましては、当会 HP 上で公開させていただきます。

(以下事務欄)

上記の者を会員とすることを承認する。

平成 年 月 日

平成の京町家コンソーシアム会長

印

平成 年 月 日

## 退 会 届

平成の京町家コンソーシアム会長 殿

この度、平成の京町家コンソーシアムを退会したく、下記の通り届け出ます。

## 記

1 会員区分 \_\_\_\_\_

2 会員名 \_\_\_\_\_ 印  
ふりがな(会員が企業、団体等の場合)  
代表者の役職及び氏名 \_\_\_\_\_

3 住所又は所在地 \_\_\_\_\_

4 退会理由 \_\_\_\_\_

(以下事務欄)

平成 年 月 日 受付  
平成の京町家コンソーシアム会長

印